

令和2年4月23日

各高齢者施設等管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる名古屋市からの休業要請に基づき休業等を行った介護サービス事業所に対する助成事業にかかる留意事項について

みだしの件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策にかかる名古屋市からの休業要請に基づき休業等を行った介護サービス事業所に対する助成事業を実施しているところですが、下記の点についてご留意願います。

#### 記

#### 1 対象事業所

本事業における助成の対象事業所は、**本市が休業を要請した通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所**です。それ以外の事業所において休業等を行った場合は助成の対象にはなりません。

#### 2 対象期間

本事業における助成の対象期間は、**本市が休業を要請した期間を限度とします**。本市からの休業要請文書をご確認いただき、そこに記載された「休業を要請する期間」を参照してください。様式第1号別紙①および別紙②についても、この期間についてご記入ください。

(例) 令和2年3月7日(土)から3月20日(金)まで

但し、休業開始日が遅れた場合には、実際に休業した日から14日間

なお、一部のお問い合わせに対し誤った回答をしております。お詫びして訂正いたします。

(問合先) 健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
(指導係指導班)  
電話 972-3087